

高齢者いきいき安心センター（地域包括支援センター）

地域包括支援センターは、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、必要な援助・支援を行う地域の総合相談窓口です。

主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師等が、皆さんの生活を支える役割を担っています。

高齢者いきいき安心センター 担当地域図

⑩新松戸高齢者いきいき安心センター

新松戸1の414
大清香ビル1階
☎ 346-2500
Fax 346-2514

⑪馬橋高齢者いきいき安心センター

中和倉130
第1コーポンダ103号
☎ 374-5533
Fax 374-5501

②明第2高齢者いきいき安心センター

栄町西3の991の15
☎ 382-5707
Fax 382-5727

③本庁・矢切高齢者いきいき安心センター

松戸1292の1
シティハイツ1階
☎ 363-6823
Fax 710-7198

①明第1高齢者いきいき安心センター

松戸新田573の2
ニューコーポ栄台1階
☎ 700-5881
Fax 700-5567

④東部高齢者いきいき安心センター

紙敷1186の8 第二南花園内
☎ 330-8866
Fax 330-8867

⑥五香松飛台高齢者いきいき安心センター

五香西2の35の8 齊藤ビル1階
☎ 385-3957
Fax 385-3958



⑧小金高齢者いきいき安心センター

小金3 高橋ビル4階
☎ 374-5221
Fax 349-0560

⑨小金原高齢者いきいき安心センター

栗ヶ沢789の22
☎ 383-3111
Fax 385-3071

⑤常盤高齢者いきいき安心センター

常盤平7の5の2
常盤平ショートステイ1階
☎ 330-6150
Fax 330-6260

⑦六実六高台高齢者いきいき安心センター

六高台2の6の5
リパティベル105
☎ 383-0100
Fax 383-2288

高齢者いきいき安心センターの役割

- ・介護予防に関する情報提供や、生活機能の維持・向上が必要な方の相談支援、要支援者及び事業対象者のサービスのケアプランを作成します
- ・高齢者の生活全般にわたって、幅広く相談を受け、必要なサービスや機関につなげます
- ・消費者被害の防止のほか、成年後見制度の利用支援や高齢者虐待の防止などに取り組みます
- ・地域ボランティア組織やケアマネジャー、介護保険事業所、医療機関との連携を進めます

平成27年10月より地域包括支援センターに愛称「高齢者いきいき安心センター」がつけました。

【松戸市役所】 高齢者支援課

○高齢者の生活に係るさまざまな相談 **047-366-1100（高齢者あんしん100番）**
※総合相談窓口

介護保険課

○介護予防（介護支援ボランティア制度）について **047-366-7343（介護予防班）**
○介護保険制度改正について **047-366-6001（介護保険コールセンター）**
注）介護保険コールセンターは9月末で廃止
○認定について **047-366-7370（認定審査班）**
○介護予防訪問（通所）相当サービスについて **047-366-7370（総務企画班）**
○介護（介護予防）サービスについて **047-366-7067（給付班）**

介護制度改革課

○新しいサービスの構築について **047-366-4101**

新しい介護予防・日常生活支援総合事業のご案内 ～住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるように～



「介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）」
を利用して、介護予防に取り組みましょう！

総合事業の目的

2025（平成37）年には団塊の世代が75歳を迎えるなど少子高齢化が進行していくなか、要支援者等の高齢者の多様な生活支援のニーズを地域全体で支えることを目的として、平成27年4月から介護保険法の改正により総合事業が市の事業に位置づけられました。

総合事業の種類

総合事業には、要支援認定を受けた人や基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と65歳以上のすべての人が利用できる「一般介護予防事業」があります。

介護予防・生活支援サービス事業

要支援認定者及び事業対象者（要支援認定相当者）を対象に、従来予防給付として提供していた全国一律の介護予防訪問介護と介護予防通所介護を市の事業として実施するようになりました。

また、地域の特性に応じた住民主体の通いの場など、多様な社会資源を活用しながら、さまざまな支え合う仕組みが利用できるように整備していくものです。

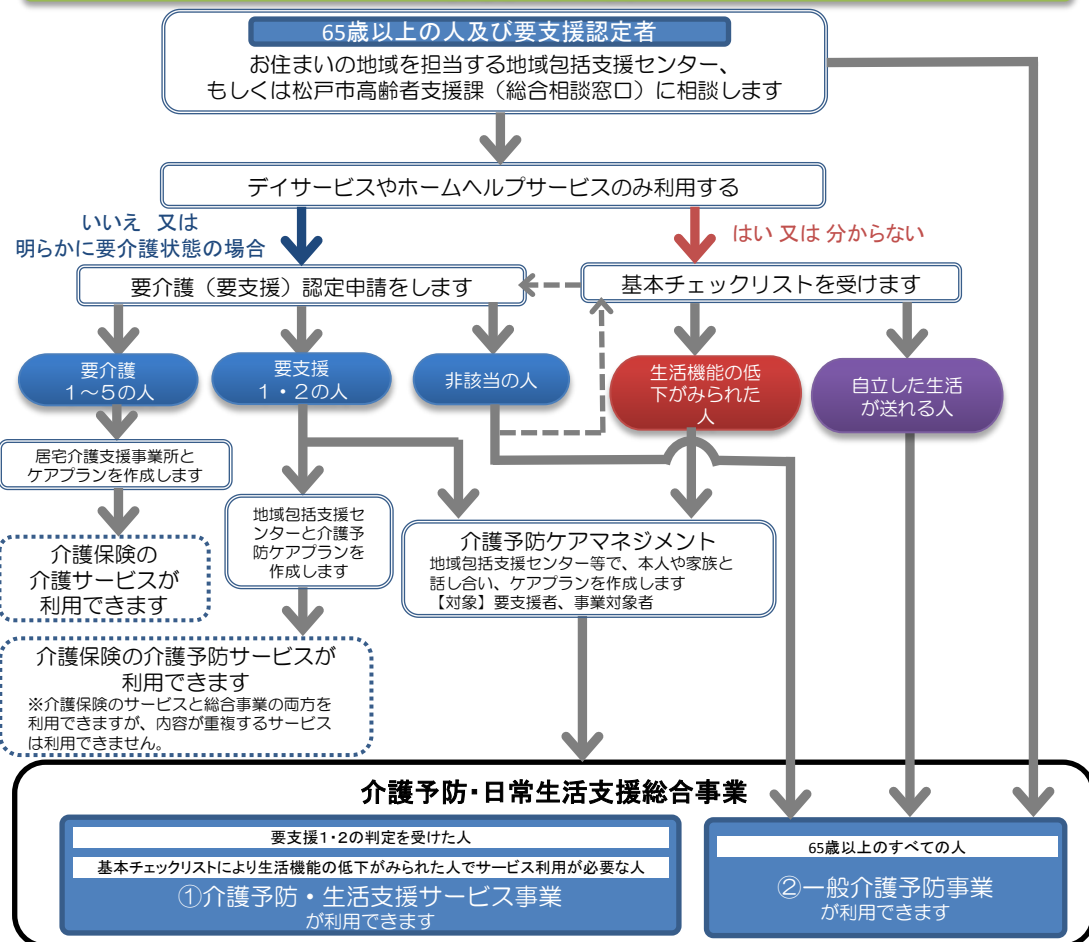
一般介護予防事業

65歳以上の人を中心に、従来の介護予防事業をさらに充実させ、生きがいづくり・役割づくりを大切にしながら自助・互助・公助の仕組みを拡げていくものです。

「総合事業」を利用して地域で共に考え、共に支え合い、自立して生活していきましょう！

総合事業は、65歳以上のすべての人を対象とした、市町村が実施する介護予防事業です。介護保険の認定を受けていなくても一人ひとりの生活に合わせた介護予防事業を利用できるようになります。地域で自分らしく暮らし続けていくために、総合事業を利用して自立した生活を続けましょう。

利用までの流れ



新しい利用者の区分

平成27年4月よりサービス利用者の区分が要介護1～5、要支援1・2に加えて、「事業対象者」が増えました。事業対象者とは、基本チェックリスト（25項目）に該当（生活機能の低下がみられた人）し、地域包括支援センター等に介護予防・生活支援サービス事業を利用する必要があると判断された人をいいます。※ただし、介護予防ケアマネジメント依頼届出書の提出が必要です。なお、総合事業以外の介護保険サービスの必要性が生じた場合は、認定申請をして区分を変更することが可能です。※事業対象者も再度基本チェックリストを実施して更新することが可能です。

サービス利用者の区分	要介護1～5	要支援1・2	事業対象者
該当方法	認定申請をして介護認定審査会を経て「認定」を受けること	認定申請をして介護認定審査会を経て「認定」を受けること	基本チェックリストに該当し、地域包括支援センター等がサービスの利用が必要と判断した場合
利用できるサービス	・介護サービス ・（65歳以上の人：一般介護予防事業）	・介護予防サービス ・介護予防・生活支援サービス ・（65歳以上の人：一般介護予防事業）	・介護予防・生活支援サービス ・（65歳以上の人：一般介護予防事業）
支給限度額	認定区分ごとに設定あり	認定区分ごとに設定あり	要支援1と同様

総合事業のサービス

①介護予防・生活支援サービス事業

※自己負担額は、サービス費用のめやすの約1割～2割となります

■訪問型サービス（市内119ヶ所）

●平成27年4月～

介護予防訪問介護相当サービス

利用者が自力では困難な行為について、同居家族の支援や地域の支え合い・支援サービスなどが受けられない場合には、ホームヘルパーによるサービスを提供します。※従来予防給付として提供されていた全国一律の介護予防訪問介護が今までのサービス内容そのまま市事業として実施するようになりました。

（サービス費用のめやす）週1回程度の利用の場合 ▶ 12,170円（月額）
週2回程度の利用の場合 ▶ 24,330円（月額）
週2回程度を超える利用の場合 ▶ 38,595円（月額）



■通所型サービス（市内147ヶ所）

●平成27年4月～

介護予防通所介護相当サービス

通所介護施設で食事などの基本的サービスや生活行為向上のための支援を行うほか、その人の目標に合わせた選択的サービス（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、生活機能向上グループの活動など）を提供します。※従来予防給付として提供されていた全国一律の介護予防通所介護が今までのサービス内容そのまま市事業として実施するようになりました。

（サービス費用のめやす）16,914～34,681円（月額）※送迎等含む。

●（新規）平成27年10月～

通所型サービスC（短期集中）「いきいきトレーニング」

原則3か月（内容によっては6か月）の短期間で、保健・医療の専門職が、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上又は認知機能低下の中から状態像にあったプログラムを提供します。※プログラム終了後、習得した内容をご自身で継続できることを目指すものです。

（サービス費用のめやす）3,500円（1回あたり）

②一般介護予防事業

■介護予防のための取り組み

市内に11ヶ所ある地域包括支援センターで介護予防教室を開催しています。お住まいの地域を担当する地域包括支援センターにお問合せください。

■介護予防のためのボランティア活動

介護支援ボランティア制度

市内在住の65歳以上の人登録をし、介護保険施設等で所定のボランティア活動を行って頂くことで、その実績に応じてたまったポイントを現金や品物等と交換することができます。



☆今後のサービスの構築の進め方

現在、地域で支え合う体制を作るため、「地域づくり」を推進しています。その一環として、要支援相当者が日常生活において支障がある生活行為に対して援助するサービスや高齢者が運動やレクリエーション等を通じて要介護状態にならないように活動できる介護予防活動の仕組みづくりなど、さまざまな立場の人と話し合いながら地域の実情に合わせたサービスを早期に構築していきます。